

平成 17 年 8 月 22 日

各 位

香 川 県 高 松 市 鍛 冶 屋 町 7 番 地 1 2  
穴 吹 興 産 株 式 会 社  
代表取締役社長 穴 吹 忠 嗣  
(コード番号 8928 大証第二部)  
お問い合わせ先 常務取締役 富岡 徹也  
管理本部長  
電 話 番 号 0 8 7 ( 8 2 2 ) 3 5 6 7

## **新株式発行、株式売出し及び自己株式処分並びに 株式の分割及び平成 18 年 6 月期配当予想の修正に関するお知らせ**

平成 17 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、新株式発行、株式売出し及び自己株式処分並びに株式の分割及び平成 18 年 6 月期配当予想の修正に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### **1. 公募による新株式発行（一般募集）**

- (1) 発行新株式数 普通株式 1,150,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 17 年 8 月 30 日(火)から平成 17 年 9 月 2 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格決定日」という）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、三菱証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社、新光証券株式会社、S M B C フレンド証券株式会社、岩井証券株式会社、大塚証券及び香川証券株式会社（以下「引受人」と総称する）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人への対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より払込期日に当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 17 年 9 月 5 日(月)から平成 17 年 9 月 7 日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 8 月 31 日(水)から平成 17 年 9 月 2 日(金)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 17 年 9 月 12 日(月)。なお、上記(6)のとおり、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 9 月 7 日(水)となる。
- (8) 配 当 起 算 日 平成 17 年 7 月 1 日(金)
- (9) 申 込 証 拠 金 1 株につき一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における発行価格（募集価格）、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分並びに株式分割及び平成 18 年 6 月期配当予想の修正に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)の件(後記【参考】1.をご参照下さい。)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 150,000 株  
なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、前記1.(2)に記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び  
売 出 株 式 数 三菱証券株式会社 150,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定(平成17年8月30日(火)から平成17年9月2日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借用する当社普通株式を売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集が中止となる場合、本株式売出しも中止する。

## 3. 自己株式処分の件

(「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関して行う自己株式の処分)

- (1) 処 分 株 式 数 普通株式 97,000 株
- (2) 処 分 価 額 未定(平成17年8月30日(火)から平成17年9月2日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 間  
( 申 込 期 日 ) 平成17年9月22日(木)
- (4) 払 込 期 日 平成17年9月26日(月)
- (5) 割 当 先 及 び  
割 当 株 式 数 三菱証券株式会社 97,000 株
- (6) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (7) 上記(3)記載の申込期間内(申込期日)までに申込みのない株式については、処分を取止めるものとする。
- (8) 処分価額、その他本自己株式処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) また、一般募集が中止となる場合、本自己株式処分も中止する。

## 4. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 53,000 株
- (2) 発 行 価 額 未定(平成17年8月30日(火)から平成17年9月2日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 発 行 価 額 中 資 本  
に 組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分並びに株式分割及び平成18年6月期配当予想の修正に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 割当先及び割当株式数 三菱証券株式会社 53,000株
- (5) 申込期間(申込期日) 平成17年9月22日(木)
- (6) 払込期日 平成17年9月26日(月)
- (7) 配当起算日 平成17年7月1日(金)
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

## 5. 株式の分割(無償交付)の件

- (1) 平成17年11月18日(金)付をもって、次のとおり当社普通株式1株を3株に分割する。
- |              |                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| 分割により増加する株式数 | 普通株式とし、平成17年9月30日(金)最終の発行済株式総数に、2を乗じた株式数とする。                       |
| 分割の方法        | 平成17年9月30日(金)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき3株の割合をもって分割する。 |
- (2) 配当起算日 平成17年7月1日(金)
- (3) 会社が発行する株式の総数の増加 平成17年11月18日(金)付をもって、当社定款第5条を変更し、発行する株式の総数を24,000,000株増加して36,000,000株とする。
- (4) その他、本株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

## 6. 平成18年6月期 配当予想の修正の件

今回の株式分割の内容を反映させるとともに、株主の皆様への利益還元を目的として、下記のとおり、分割調整後の平成18年6月期の1株当たり配当金を5円とする配当予想の修正を行う。

記

	期末配当金	年間配当金
前回予想 (平成17年8月17日公表)	10.00円	10.00円
今回修正予想 (分割修正後)	5.00円	5.00円

(注) 1. 中間配当は行っておりません。

2. 「5. 株式の分割(無償交付)」のとおり、平成17年11月18日(金)付をもって、当社普通株式1株を3株に分割するため、平成18年6月期の分割修正後1株当たり配当金5円は、分割前の基準と比較すると年間配当金15円に相当いたします。

	期末配当金	年間配当金
(ご参考) 前期実績	10.00円	10.00円

(注) 中間配当は行っておりません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分並びに株式分割及び平成18年6月期配当予想の修正に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）等について

前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該一般募集の主幹事会社である三菱証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借用する当社普通株式（以下「本件貸借株式」という）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を上限としており、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、本件貸借株式の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成17年8月22日（月）開催の取締役会において、三菱証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,000株の自己株式の処分（以下「本件自己株式処分」という）及び当社普通株式53,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という）を平成17年9月26日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成17年9月20日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、本件貸借株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という）を行う場合があります。三菱証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、本件貸借株式の返却に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を本件貸借株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、本件貸借株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、三菱証券株式会社は本件自己株式処分に係る割当及び本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため、本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、本件自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又はその処分が全く行われない場合があります。また、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部についても申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、三菱証券株式会社は本件自己株式処分に係る割当への応募を優先し、その後本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,410,000株（平成17年8月22日現在）
公募増資による増加株式数	1,150,000株
公募増資後の発行済株式総数	9,560,000株
第三者割当増資による増加株式数	53,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	9,613,000株（注）

（注）上記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、三菱証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

### 3. 調達資金の使途

#### （1）今回調達資金の使途

今回の公募増資の手取概算額913,200千円については、一般募集と同日付をもって決議された本件自己株式処分の手取概算額上限78,376千円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限41,824千円と合わせ、手取概算額上限1,033,400千円は、全て運転資金に充当する予定であります。

#### （2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分並びに株式分割及び平成18年6月期配当予想の修正に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 会社収益への影響

今回の調達により、財務基盤の強化並びに金融収支の改善により業績の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営の安定と業容の拡大に必要とする資金需要並びに経営環境の変化に備えるための内部留保の充実に留意しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、上記利益配分に関する基本方針のもと、平成 17 年 6 月期の配当につきましては、1 株につき 10 円とさせていただき予定であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、株主資本の充実に図り、経営環境の変化に備える予定であります。

(4) 株主に対する今後の利益配分の具体的増加策

平成 18 年 6 月期の配当予想につきましては、上記「5. 株式の分割（無償交付）」と合わせ、上記「6. 平成 18 年 6 月期 配当予想の修正」に記載のとおり、分割修正後の 1 株配当金を 5 円とさせていただき予定であります。

(5) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 15 年 6 月期	平成 16 年 6 月期	平成 17 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	1,146.38 円	105.45 円	77.52 円
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配当額)	旧株 50.00 円 第 1 新株 13.00 円 第 2 新株 8.00 円 ( )	15.00 円 ( )	10.00 円 ( )
実績配当性向	4.4%	14.2%	12.9%
株主資本利益率	22.8%	24.1%	28.4%
株主資本配当率	0.9%	3.2%	3.2%

(注) 1. 平成 17 年 6 月期につきましては、平成 17 年 8 月 17 日に公表いたしました当社決算短信に基づいております。

2. 実績配当性向は、年間配当金総額を当期純利益で除した数値であります。

3. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であり、株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期末の資本の部）で除した数値であります。

4. 平成 15 年 12 月 22 日付で 1 株につき 15 株の株式分割を行っております。

5. 平成 17 年 2 月 18 日付で 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。

6. 平成 16 年 6 月期の 1 株当たり配当額には、上場記念配当 5 円を含んでおります。

5. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場）

発行株式数	500,000 株
発行総額	350,625 千円
発行日	平成 16 年 6 月 18 日
発行価格	750 円（発行価額:553 円）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分並びに株式分割及び平成 18 年 6 月期配当予想の修正に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年6月期	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期
始 値		1,450 円	1,823 円	816 円
高 値		2,420 円	1,823 円 890 円	960 円
安 値		1,448 円	950 円 510 円	808 円
終 値		1,802 円	816 円	854 円
株価収益率		1.6 倍	7.7 倍	

(注) 1. 平成16年6月18日付をもって大阪証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価等については該当事項はありません。

2. 印は株式分割による権利落後の株価を示しております。

3. 平成18年6月期の株価については、平成17年8月19日現在で表示しております。

4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

5. 平成15年12月22日付で1株につき15株の株式分割を行っております。

6. 平成17年2月18日付で1株につき2株の株式分割を行っております。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分並びに株式分割及び平成18年6月期配当予想の修正に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。